

機関番号：34442
研究種目：基盤研究（C）
研究期間：平成 20 年～平成 22 年
課題番号：20530093
研究課題名（和文） マイノリティ女性に関する政策と制度の比較研究 —複合差別の視点から
研究課題名（英文） Comparative Studies of Policy and Measures Relating to or Affecting Women belonging to Minorities
研究代表者：元 百合子 (モト ユリコ)
研究者番号：40411756

研究成果の概要（和文）：

伝統的に多数の移民や先住民族を抱え、何らかの女性政策、移民政策、先住民族政策を策定・実施してきた五か国を訪れ、政府・地方公共団体の関連する機関、当事者団体、NGO、法律家、研究者等に聞き取り調査を行うことで、各国におけるマイノリティ女性に関係する政策、法的・行政的枠組み・制度、措置、その形成や変遷・発展の歴史的・社会的背景などについて多量の情報を収集し、共通性や独自性、実効性、成果と限界および課題を、複合差別概念を用いて分析することができた。その成果は、日本を含む、世界の多くの国にとって有用な教訓を含んでいる。

研究成果の概要（英文）：

By visiting five countries, of which population includes a large number of immigrants, their descendants and persons of indigenous origin, and interviewing the government officials, NGO people (activists) including women belonging to ethnic, religious or linguistic, lawyers and researchers of various disciplines, the representative researcher of this project has been able to gather information on the policies of relevance, how those policies were formed, implemented and developed, the commonalities and differences, the effects and limitations. Analysis has been made by using the concept of intersectional discrimination, of which results would be useful to other societies including Japan.

交付決定額

(金額単位：円)

	直接経費	間接経費	合計
平成 20 年度	500,000	150,000	650,000
平成 21 年度	500,000	150,000	650,000
平成 22 年度	400,000	120,000	520,000
年度			
年度			
総計	1,400,000	420,000	1,820,000

研究分野：社会科学 国際人権法

科研費の分科・細目：法学 新領域法学 法とジェンダー

キーワード：(1) マイノリティ女性 (2) 複合差別 (3) 女性差別

(4) 人種・民族差別 (5) 重層的抑圧構造 (6) 先住民族

(7) 移民・移住労働者 (8) 多文化主義

1. 研究開始当初の背景

社会的に周縁化された集団、とりわけ民族的・言

語的・宗教的マイノリティに属する女性（マイノリティ女性）は、人種・民族差別、宗教による差

別に加えてジェンダー差別に晒され、「弱者の中の弱者」の地位に置かれている。しかるに、国連を中心とする国際的人権保障システムがそうした複合的差別とその結果としての不利益に注目するようになったのは、ここ10年ほど前からのことであり先行研究も少ない。日本ではマイノリティ女性を視野に入れた女性学やジェンダー論は少なく、差別問題が研究・考察される場合にもジェンダー視点の導入は不十分である。複合差別の概念が生まれ、国際的な人権ディスコースにおいて注目され始めたのは近年のことであり、政策論は未踏の領域である。日本では、その存在すら不可視化され、社会経済状態の実態調査や統計はほとんどなく、あらゆる政策立案に考慮されてこなかった。

2. 研究の目的

日本を含めて多くの国において、社会的に周縁化された集団（マイノリティ）に属する女性たち（以下、マイノリティ女性）は、重層的な抑圧構造の中で複合的な差別に苦しみ、不可視化された存在として、社会的弱者を対象とする公的支援策の対象として認識されず、その恩恵を受けられずにいる。マイノリティ女性を受益者として位置づけた政策を策定・実施してきた国が少ないが、本研究では、特色のある5カ国（英国、フランス、カナダ、オーストラリア、ニュージーランド）を調査対象として、関連する政策・措置が生まれた歴史的・社会的経緯、政策の内容と実施状況を調査し、人権とくに複合差別の視点からの分析評価を試み、相違点、共通点、問題点を析出するとともに、成果と課題を明らかにし、そうした政策のあるべき姿を探る。

3. 研究の方法

本研究は3年間で、上記5カ国（オーストラリア、ニュージーランド、英国、フランス、カナダ）を対象に、マイノリティ女性の地位と社会経済状況、関連する政策・制度・措置とその歴史的・社会的背景政策・制度・措置の内容と実施状況について政府・地方自治体の担当部局、NGO、研究者、法律家などへのインタビューと資料収集をおこない、人権とくに複合差別の視点からの分析評価を試み、成果と課題を明らかにする。調査の第一段階では国内で調達できる文献やインターネットからの情報収集をおこない、第二段階として平成20年度から3年間に、調査対象5カ国に順次現地調査を実施する。

4. 研究成果

調査対象とした五カ国はすべて、先進工業国すなわち移民・移住労働者受け入れ国であり、そのうちオーストラリア、ニュージーランドとカナダの三カ国は、ヨーロッパ人による侵略と国民国家建設

の経緯から先住民族をマイノリティとして抱えている。言うまでもなく、各国特有の歴史、社会構造、経済状況に違いがあるが、ここでは、ある種の共通性に基づいて以下の二グループに分類して報告する。（1）西欧に位置し、EU加盟国であるイギリス、フランスは、植民地支配の歴史を持つ旧宗主国であり、主として旧植民地から大量の移民を導入することで労働力需要を賄ってきた。そうした経緯から、国内の民族的・言語的・宗教的マイノリティの大部分は従来、それらのいわゆるオールド・カマーであったが、近年は、EU域内出身の移民・移住労働者が増加しており、それらニューカマーの「統合」が課題として認識されている。関連するEC・EU法の成立によって国内法整備やその他の対応が促進されてきた側面もある。

（2）オーストラリア、ニュージーランド、カナダは、ヨーロッパ人による建国後も、「国民」を増加する必要と労働力需要から大量の移民・移住労働者を受け入れてきた。少子高齢化が共通の現象であることから、ほぼおしなべて選択的入国管理政策への傾斜を強めているとは言え、今後も高水準で移民・移住労働者受入れの継続を必要としている国である。調査した五カ国における、マイノリティ女性に関連する制度や措置にはいくつかの共通性と独自性が内在しており、その比較、とくに実効性や影響の比較は容易ではないが、以下に要約する。

（1）イギリス、フランス

英国では、1970年代から事由別の反差別政策とその実施のための法整備と関連する行政機関の設置がおこなわれてきた。とりわけ、女性差別の撤廃と男女平等に向けた取り組みは、重層的である。80年代からは多文化主義的政策の採用もあり、移民女性の社会経済状況と文化的アイデンティティの尊重には一定の関心に基づく措置が講じられてきた。「複合差別」の言葉と概念が公的文書に用いられるのは、2000年代に入ってからであるが、マイノリティ女性の重層的周縁化状況に注目した調査・研究の実施と報告書の発行は1970年代からなされている。その結果、移民女性（とりわけ南アジア系）の経済活動率、失業率、昇進の確率、貧困率などに関する、いわゆる白人女性との格差が数値的に明らかにされてきた。同時に、社会的サービスや必要な支援にはアクセスしにくい現状も政府・地方公共団体は把握している。近年は、文化的側面に限らず、それらの側面——実際、マイノリティ女性の多くにとって差し迫った問題——の改善を目指す施策や措置も見受けられる。行政機関には、当事者や支援団体（NGO）の声・主張を聞く姿勢があり、NGOとの協力・協働も一定の効果を上げてきた。近年は、具体的には、公的組織・

機関による関連性のある決定プロセスへの当事者（ないしそれに近い研究者や活動家）の参加がある程度確保されている。ただ、NGO からは国内人権機関を含めて行政の機能が不十分であるとの批判が強い。

フランスは、西欧有数の移民大国でありながら、社会構成員の国籍による国民・外国人の二分法にこだわってきたことから、国籍の取得ないし国内出生による自動付与によって「国民化」した移民人口（高度経済成長期に導入した大量の外国人労働者が滞在長期化、定住、世代交代によって「移民化」したもの）の経済社会状況の把握とそれに合わせた施策が遅れてきた。「共和国の市民成員の平等」イデオロギーから、国際人権基準に照らせば明らかに存在する民族的・言語的・宗教的マイノリティの存在を否定し、移民に対しては基本的に同化主義的であって、「国民」内部の民族的・文化的多様性や格差の認識と是正に消極的であり、主流に属する市民の抵抗感も強い。困窮状態にいる人々の問題は、特定集団に対する差別や抑圧の問題というより「社会的疎外」の問題として捉えられてきた。外国人と移民（及びその子弟）の周縁化の現実と何らかの政策的対応の必要性は歴然としていたが、民族的出自のカテゴリー化を導入した公式調査・統計さえ、1990年代まで実施されなかった。政権交代もあって現在も、集団間の差異と格差、ニーズ、課題などを明確化するための調査・データ収集・研究が不十分で、現状が十分に把握できていない。その上フランスは、女性政策とその実施においても他の西欧諸国に遅れをとってきた。そうした歴史的・社会的事情のほぼ当然の帰結として、マイノリティ女性の状況の実態調査とそれに基づく施策も限定的であって、フランスに「移民女性に対する特別な政策は存在していない」とさえ言われる。唯一の皮肉な例外が、女性イスラム教徒に対するスカーフ着用禁止である。ただ、一般的に人権 NGO や女性団体の活動は政府から保護を受け、国内の人権保障を支えてきた。とりわけ、地方公共団体は、地元の市民団体・NGO に協力ないし支援する形で、マイノリティ女性のニーズに対応したきめ細かな措置と様々な活動を展開してきた。その成果は具体的であり、当事者にも一定の評価を受けている。ただ、個人による差別事案の申立てを受け付け、解決を支援する HALDE（国内人権機関）も複合差別概念の有効性を全く認めていない。

(2) オーストリア、ニュージーランド、カナダ、

この三カ国には、先住民女性、移民女性の状況とそれらの女性たちに関する基本的政策と制度的枠組みにおいて類似点が多い。先住民の法的地

位と処遇には、先住民・入植者の関係の歴史とそれを反映した条約・協定などによって多少の差があるものの、どの国でも先住民は今なお、経済的・社会的に（しばしば政治的にも）もっとも周縁化された集団であり、その結果として多大な不利益を蒙っている。例えば、ニュージーランドは、先住民の保護と権利回復に手厚い制度的保障を行ってきたことで知られ、公共政策にジェンダー視点が導入されて久しいが、それでも、ヨーロッパ人の入植以来の歴史的経緯に根ざす社会構造化した周縁化は克服できておらず、先住民女性性は社会経済的最下層を構成している。他の二国の先住民政策と制度も、「文化振興法」しか持たない日本とは比較にならないが、先住民女性性は極めて類似した状況にある。また、導入してきた膨大な数の移民には、無視できない数の女性が含まれており、「人種」（民族的出身）別、男女別の指標を加味した統計的調査や研究が行われてきた。その結果、先住民女性を含めて、マイノリティ女性に関する情報は、数値的情報を含めてかなり整っており、公開もされている。各国とも、そうした情報に基づいて類似した改善策に取り組んできたが、施策・措置の導入の時期、重点の置き方、内容には多少の差異が認められる。

例えば、ニュージーランドは、政策立案への民族的多様性の視点の導入を担保するための枠組みを開発したほか、政府内に女性問題省をはじめ、先住民女性、難民・移民女性を支援する複数の機関が設置され、きめ細かで創意を生かした活動に取り組んでいる。当事者団体、NGO などへの支援と連携の体制も機能しており、それが施策や措置の効果を高めている。1990年代に実施された労働市場の自由化が先住民女性の雇用状況を現在に至るまで悪化させた一方、近年は、移民女性も含めてマイノリティ女性の雇用と労働条件改善に向けた取り組みを行い、僅かながらも一定の効果をあげたことは注目される。言うまでもなく、マイノリティ女性の現状は、法的・制度的な一層の改善の必要性と課題の存在を示唆するものの、関連公共政策の市民団体による評価が調査した五カ国の中で相対的に最も高い。

オーストラリアの先住民・移民政策および基本的法・行政制度はニュージーランドと共通性、類似性を持つ。女性差別の根絶と女性の地位向上を目的とする女性担当部局は連邦および州・準州レベルに存在し、差別被害の申し立てを扱う国内人権機関も活動している。（ただし、差別禁止法に複合差別視点が欠落しているとの批判がある。国内人権機関は、複合差別の申し立てに対して、その一部しか認定しなかった。）ただ、歴史的経緯と社会的背景から、関連する施策の内容と実施時期につ

いては全体的に、ニュージーランドよりも後れをとってきた。白豪主義からの決別と多文化主義政策の導入は文化面にとどまらず、先住民族と「有色人種」の人権状況改善の流れも生みだし、マイノリティ女性も一定の肯定的影響を享受したことは否めないが、ヨーロッパ系のいわゆる「白人」と先住民族の結婚と「混血」が広範に行われ、融合が進んできたニュージーランドと違い、両者の実質的に隔離は現在も継続している。近年、白豪主義を彷彿とさせる人種主義的ナショナリズムの政治主張が大衆的支持を集めたことで、多文化主義に対して強い逆風が吹いた。その影響は今もある。そうした状況下で、先住民族女性の多くはあらゆる領域で差別と不公正な処遇を受け、苦境にあえいでいるが、有効な手立ては講じられておらず、そうした状態が半ば恒常化している。オーストラリアは、法と制度が整備されていても、政府と国民一般にその有効活用が欠けていけば、その実効性が大きく損なわれることの実例であると言えよう。

カナダも、オーストラリア、ニュージーランドと同様、伝統的な移民国家であり、現在も高水準の移民受け入れを継続している一方、先住民族が社会経済的最下層を形成している状況の改善に困難を抱えている。多文化主義を国策として採用してきた点では、フランスを除く他の三カ国と共通する。州ごとの立法・行政機構に高い独立性が備わることから温度差はあるものの、全体的に先住民族女性、移民女性の社会的・経済的状況の調査・把握は比較的進んでおり、その改善に向けた施策が実施されてきた。それらの女性と周囲の支援者による社会運動、政策提言活動が、法・行政制度の構築と運用に一定の影響を及ぼすとともに、公的サービスの不足の部分を補ってきた。カナダの特色として、一部の労組が、先住民族・移民の労働問題に一定の関心と取り組みをおこなっており、それらに属する女性の労働問題にも関心を払ってきた。また、近年、マイノリティ女性からの差別被害申し立ての司法的救済において、裁判所が複合差別を認定してきたことが先進的である。その点においては、イギリスよりも柔軟な司法判断の実績がある。一方、女性服従者に占める先住民族女性（カナダでは、先住民族女性と「有色」女性）の比率が人口比率を大きく上回っているが、その処遇における人種差別と人権侵害が問題にされることはあっても、高服従率を生み出す構造的問題の改善・解消への取り組みはほとんどない。

(3) まとめ

以上の調査結果から得られる知見（以下に要約）が、日本を含めて他国に教えるところは大きい。

①先住民族、移民、難民など人種化されたマイノ

リティに属する女性が、教育、雇用機会・職種、賃金を含む待遇、保健・医療、住宅などさまざまな面で、同一カテゴリーないし集団に属する男性よりも大きな困難と不利益に直面してきた。（このことは、先行研究や日本での実態調査からある程度確信を持って言えることではあったが、調査によって具体的に確認することができた。）

②移住労働者の処遇を含む移民政策、先住民政策、女性政策、労働政策、社会福祉政策、人権政策、多文化主義ないし同化政策などとそれに基づく制度とその運用が重層的にマイノリティ女性に影響する。それらの複合的影響がマイノリティ女性の地位を決定する大きな要因である。

③マイノリティ女性の社会経済的状況、政治参加・代表性の状況及び人権状況の把握が不可欠であることである。そのためには、国籍のみならず、民族的出身およびジェンダー別の数値的データを得られるようにさまざまな統計調査を設計・実施することが不可欠である。その種の情報がほぼ皆無に近い現状の日本にとって、この点はとりわけ重要である。

④政府（連邦・州）、地方公共団体など行政機関をはじめ、公的機関に複合差別視点（とまで行かなくとも、マイノリティに属する女性たちの状況に対する関心、改善のための措置をとる必要性の認識）があるか否かは、その国における女性運動および当事者ないし所属集団による社会運動体が、マイノリティ女性に対する重層的抑圧とその結果の不利益を問題視して活動してきたか否か、活動してきた場合は、その内容、比重と影響力などによりかなり左右される。当事者が影響力のある社会運動を展開することにはさまざまな困難が伴うことが多いからである。

⑤マイノリティ女性の帰属集団が取り組む社会運動は、概ね男性主導であって、集団内の男女格差や性差別の認識と対策が不十分な傾向があるため、マイノリティ女性の生活・権利状況に注目した運動、政策提言は主として女性運動によって担われてきた。ただし、メインストリームに属するフェミニストが、女性内部の多様性と格差に注目したポスト・コロニアルな視点を持っていない場合は、そうなりにくい。政府や地方公共団体による施策や措置も、反人種差別政策よりも女性政策の枠組みにおいて行われることが多い。複合差別という言葉・概念はまだ汎用されていなくとも、マイノリティ女性が女性の中でも最も困難な状況にあり、公的支援を必要としていることは実態調査から認識されていることが多い。

⑥国内のマイノリティの存在を認め、異質性を尊重する上で多文化主義の有用性には疑いがない。その逆説的証左はフランスと日本である。しかし、マイノリティ女性に関する施策・措置がある場合も文化的領域に矮小化されていることが多く、次に社会的サービスへのアクセスの改善であって、マイノリティ女性の周縁化を生み出す重層的抑圧構造自体の改善、解消に向けた取り組みは少ない。そこに、分析ツールとしての複合差別概念の有効性が見て取れる。

⑦草の根で活動するマイノリティ女性団体は多いが、そのほとんどは、その主張が無視されてきたと感じている。政府・地方公共団体に当事者の声・主張を聞く姿勢があるかどうか、具体的には、関連性のある公的組織・機関に当事者（ないしそれに近い研究者や活動家）の参加がどの程度確保されているかどうかの一つの重要な要素である。

⑧国連の人権分野の活動に 10 年ほど前から徐々に導入されてきた複合差別概念とその視点を反映した、人権機関による提言・勧告などが加盟国政府による人権の国内保障にどの程度影響を与えてきたのかは、未だ不明確である。しかし、国連、特に条約機関がその種の勧告を繰り返すことは今後ますます重要であろう。

⑨一旦、政策・制度・措置に複合差別視点が導入されたとしても、それは決して安定的なものではないこと。とくに、移民・難民政策、入国管理政策の影響を強く受ける。その背後には、労働力需要の変動、多文化主義の評価、排外主義の台頭・勢力拡大など、複雑な要因が絡んでいる。従来からある、移住労働者と家族の人権保障に対する消極性に加えて、近年、先進工業国（移民受入れ国）に共通してみられるのは、多文化主義の後退と同化主義的「統合」政策への傾斜、経済的貢献度重視の選択的移民政策、入国管理の厳重化と難民受入れに対する消極性である。それらが今後、マイノリティ女性の経済社会状況と人権にどのような影響を及ぼすのか、引き続き検証する必要がある。

以上、調査対象国を訪問し、当事者、支援・政策提言活動等に携わる NGO、研究者、公的機関のスタッフなどから聞き取り調査し、資料を収集したことで得られた——文献資料からでは得られない——情報や知見は多い。改めて、科学研究費補助金の交付に感謝したい。

5. 主な発表論文等

(研究代表者、研究分担者及び連携研究者には下線)

[雑誌論文] (計 7 件)

- ① 元百合子 民族的・言語的マイノリティに属す子どもたちの学習権の確保 (判例評釈)、国際人権法学会誌、査読無、19 号、2008、150-151.
- ② 元百合子 宗教的人権の国際的保障、大阪経済法科大学アジア太平洋研究センター「年報」、査読無、7 号、3-9.
- ③ 元百合子 “Right of Ethnic Minorities to Education in Japan: Its Realities and International Human Rights Standards” 大阪経済法科大学 21 世紀社会研究所紀要、査読無、創刊号、2010、3-14.
- ④ 元百合子 マイノリティの権利としての母語学習と民族教育、国際人権法学会誌、査読無、21 号、2010、56-61.
- ⑤ 元百合子 日本軍性奴隷制と複合差別、女性・戦争・人権学会誌、査読無、10 号、2010、7-20.
- ⑥ 元百合子 マイノリティの権利に関する国際人権基準の進展と課題、立命館大学法学会誌、査読無、333・334 号「大平祐一・徐勝・中島茂樹・松井芳郎・水口憲人享受退職記念論文集」、2011、1527-1548.
- ⑦ 元百合子 複合差別概念の有効性に関する一考察、ジェンダー法学会誌、査読有、8 号、2011 (印刷中)

[学会発表] (計 3 件)

- ① 女性・戦争・人権学会にて「日本軍性奴隷制度における複合差別」のテーマで報告 (2009)
 - ② 国際人権法学会にて「マイノリティの権利としての母語学習と民族教育：日本の現状と国際人権基準」のテーマで報告 (2009)
 - ③ ジェンダー法学会にて「マイノリティ女性に対する複合差別と国際人権法」のテーマで報告 (2009)
- 注) この他、多数の研究会で発表。

[図書] (計 3 件)

- ① 元百合子他 (共著) 武者小路公秀他監修『ディアスポラと社会変容—アジア系・アフリカ系移住者と多文化共生の課題』(国際書院、2008 年) 256 頁。
- ② 元百合子 (訳書) 『宗教と人権—国際法の視点から』(ナタン・レルナー著) (東信堂、2008) 295 頁。
- ③ 元百合子他 (共著) 黒澤満編著『大阪女学院大学国際共生研究所叢書 2、国際関係入門：共生の観点から』(東信堂、2011) 175 頁。

[産業財産権]

○出願状況 (計 件)

名称：
発明者：
権利者：

種類：
番号：
出願年月日：
国内外の別：

○取得状況（計◇件）

名称：
発明者：
権利者：
種類：
番号：
取得年月日：
国内外の別：

〔その他〕
ホームページ等

6. 研究組織

(1) 研究代表者

元 百合子 (MOTO YURIKO)
大阪女学院大学・国際・英語学部・準教授
研究者番号：41411756

(2) 研究分担者

なし

(3) 連携研究者

なし